

別紙1 提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
1	厚生労働大臣	番号法別表1項	健康保険法第五条第二項若しくは第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法第五条第二項若しくは第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
2	全国健康保険協会	番号法別表2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
3	健康保険組合	番号法別表3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
4	厚生労働大臣	番号法別表5項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
5	全国健康保険協会	番号法別表7項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
6	都道府県知事	番号法別表11項	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
7	都道府県知事	番号法別表13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
8	市町村長	番号法別表15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
10	市町村長	番号法別表28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
11	市町村長	番号法別表37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
12	都道府県知事	番号法別表39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

別紙1 提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
13	市町村長	番号法別表48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
14	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表53項	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
15	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
19	国家公務員共済組合	番号法別表65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
20	国家公務員共済組合連合会	番号法別表66項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
21	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
22	厚生労働大臣	番号法別表73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
23	市町村長	番号法別表75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

別紙1 提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
24	住宅地区改良法 (昭和三十五年法律第八十四号) 第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表76項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
25	都道府県知事等	番号法別表81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
26	地方公務員共済組合	番号法別表83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
28	市町村長	番号法別表86項	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
29	市町村長	番号法別表87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
31	都道府県知事等	番号法別表92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
32	市町村長	番号法別表96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
33	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表106項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
34	市町村長	番号法別表108項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
35	厚生労働大臣	番号法別表110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
36	厚生労働大臣	番号法別表112項	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

別紙1 提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
37	後期高齢者医療広域連合	番号法別表115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
38	厚生労働大臣	番号法別表118項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
40	厚生労働大臣	番号法別表129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表130項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
42	市町村長	番号法別表132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
43	都道府県知事	番号法別表136項	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
44	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	番号法別表137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
45	厚生労働大臣	番号法別表138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

別紙1 提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
46	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表141項	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
47	厚生労働大臣	番号法別表142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
48	都道府県知事又は市町村長	番号法別表144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
49	厚生労働大臣	番号法別表149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第一百十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第一百十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
50	厚生労働大臣	番号法別表150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
52	厚生労働大臣	番号法別表152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
53	市長村長	番号法別表155項	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
54	厚生労働大臣	番号法別表156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
55	都道府県知事	番号法別表158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

別紙1 提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法別表160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
57	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるものであって主務省令で定めるもの	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるものであって主務省令で定められた範囲に該当する者
58	都道府県知事	番号法別表164項	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
59	都道府県知事	番号法別表165項	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
60	都道府県知事	番号法別表166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

別紙2 移転先一覧

項番	所属部署	事務名称	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	保険年金課 資格課税係	日雇特例被保険者に係る事務	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	<p>1 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ただし書の日雇特例被保険者の適用除外の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 健康保険法による全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>3 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者手帳に関する事務（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>4 健康保険法第五十一条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p>
6	総合防災安全課 防災係	災害救助措置にかかる事務	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	<p>1 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>2 災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
8	障害福祉課自立支援係	児童福祉通所サービス支給及び措置事務	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	<p>1 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務</p> <p>2 児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務</p> <p>3 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>4 児童福祉法第五十六条第二項又は第三項の費用の徴収に関する事務</p>
	保育課 保育・幼稚園係	調布市保育所運営費徴収事務		
	保育課 保育・幼稚園係	保育園入園申請事務		
9	子ども家庭課 家庭福祉係	助産施設及び母子生活支援施設への入所事務	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	<p>1 児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>2 児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p>

別紙2 移転先一覧

10	健康推進課 健康推進係	予防接種	<p>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務 2 予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6 予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務
11	障害福祉課 給付管理係	身体障害者手帳交付関連事務	<p>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務 3 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4 身体障害者福祉法施行令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 身体障害者福祉法施行令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務
12	障害福祉課 自立支援係	身体障害者措置事務	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 2 身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務

別紙2 移転先一覧

14	障害福祉課 給付管理係	精神障害者保健福祉手帳に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条第一項又は第二項の診察に関する事務 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の四の退院等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の仮退院の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第一項又は第三項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第七条第一項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務
15	生活福祉課 生活福祉係	生活保護に関する事務	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 7 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
16	保険年金課 資格課税係 保険年金課 保険税係 納税課 納税係 整理係 資産税課 家屋償却資産係	国民健康保険税賦課事務 国民健康保険税徴収事務 市税収納事務 市税滞納整理事務 固定資産税等賦課関連事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務

別紙2 移転先一覧

	市民税課普通徴収 係 諸税係	市民税・都民税賦課事務 法人市民税課税事務 軽自動車税課税事務 入湯税課税事務		
19	住宅課 公営住宅 係	市営住宅及び高齢者住宅 管理事務	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 2 公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務 4 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 6 公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 公営住宅法第二十九条第一項又は第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 8 公営住宅法第二十九条第五項の家賃の決定又は同条第六項の金銭の徴収に関する事務 9 公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 10 公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 11 公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等に関する事務 12 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務
30	保険年金課 資格 課税係	国民健康保険税賦課事務	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。） 3 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 4 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 5 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 6 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
	保険年金課 資格 課税係	国民健康保険資格管理事務		
	保険年金課 給付 係	国民健康保険保険給付事務		

別紙2 移転先一覧

31	保険年金課 国民年金係	国民年金事務（法定受託事務及び協力連携事務）	国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	主務省令未定
34	障害福祉課自立支援係	知的障害者措置事務	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	1 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務 2 知的障害者福祉法第十六条第一項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 3 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務
36の2	総合防災安全課 防災係	被災者台帳作成事務	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務
37	子ども家庭課 家庭福祉係	児童扶養手当事務	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	1 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第六条の児童扶養手当の支給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 3 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
41	高齢者支援室 高齢福祉担当 支援センター係	○養護老人ホーム入所措置 ○やむを得ない措置 ○老人保護措置費負担金の徴収	老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	1 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十条の四又は第十一条の福祉の措置の実施に関する事務 2 老人福祉法第二十一条の費用の支弁又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務
43	子ども家庭課 家庭福祉係	母子福祉資金・女性福祉資金貸付事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項（同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

別紙2 移転先一覧

45	子ども家庭課 家庭福祉係	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
46	子ども家庭課 家庭福祉係	特別児童扶養手当支給事務の一部	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。） 6 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
47	障害福祉課 給付管理係	障害児福祉手当，特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給関連事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。） 3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

別紙2 移転先一覧

49	健康推進課 健康推進係	母子保健	母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2 母子保健法第十一条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 3 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4 母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 5 母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務 6 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 7 母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 8 母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9 母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 10 母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務
56	子ども家庭課 家庭福祉係	児童手当・特例給付支給事務	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 児童手当法第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 6 児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

別紙2 移転先一覧

59	保険年金課後期高齢者医療係	後期高齢者医療保険料に関する事務	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>4 高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>5 高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務</p> <p>6 高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</p>
63	生活福祉課 生活福祉係	中国残留邦人等支援給付に関する事務	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。次号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する事務</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（同法第十五条第三項及び平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務</p> <p>4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第</p>

別紙2 移転先一覧

				<p>案第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務</p> <p>6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>
64	福祉総務課 地域福祉係	健康支援金給付事務	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	主務省令未定
68	高齢者支援室 介護保険担当介護保険料係	介護保険給付事務	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>1 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>2 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。）</p> <p>3 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>4 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>5 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>6 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>7 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>8 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p>

別紙2 移転先一覧

	高齢者支援室 介護保険担当介護保険料係	介護保険料徴収事務		<p>9 介護保険法第八十七条又は第八十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>10 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>11 介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>前項第二号、第三号（介護保険法第十八条第二号の予防給付に係る部分を除く。）、第六号、第七号（同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。）及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。</p>
69	総合防災安全課 防災係	被災者生活再建支援事務	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
76	健康推進課 健康推進係 保険年金課 給付係	成人保健	健康増進法（平成十四年法律第三百号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康増進法（平成十四年法律第三百号）第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務
84	障害福祉課 自立支援係 障害福祉課 給付管理係	障害福祉サービス等支給事務 自立支援医療給付事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に係る事務</p> <p>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に係る事務</p> <p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る事務</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務</p>
94	児童青少年課 放課後児童係 保育課 保育・幼稚園係	学童クラブ入会登録等事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第九十五号厚生労働省令）による年金生活者支援給付金の支給	主務省令未定

別紙2 移転先一覧

	保育課保育・幼稚園係	幼稚園補助金等管理業務事務	大臣二千万円による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
98	障害福祉課 給付管理係	難病患者等に対する医療費の助成に係る事務のうち東京都規則で定める事務	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	主務省令未定